

正しい手洗いをしよう

適切な手洗いの手順



知っていますか？食品表示ラベルについて

お祭りでの販売であっても容器包装にいれた食品には食品表示法に基づいた表示ラベルが必要です。適正な食品表示ラベルを作成してください。

表示例

(クッキー)



名称：焼菓子
 原材料名：小麦粉、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ
 (乳成分を含む)、卵、食塩
 添加物：香料、カラメル色素、膨張剤
 消費期限：〇〇年△月□日
 保存方法：直射日光・高温多湿を避けて保存してください
 製造者：大津 花子 大津市〇〇町△-□

注意点

製造者：任意団体の名前だけの記載は認められません。法人名又は代表者の名前を書きましょう。

原材料名：アレルギー表示の欠落は命にかかります。記入漏れのないよう書きましょう。

実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語の使用はできません。

その他にも、該当する場合、記載しなければならないものがあります。

(L-フェニルアラニン化合物を含む旨、遺伝子組み換え食品に関する事項等)

保健所への届出方法は次の2つの方法があります。

1. 直接、保健所窓口にて、届出書を提出する。
2. インターネット「大津市電子申請サービス」で届出する。

大津市電子申請サービス 検索

【アドレス】 https://s-kantan.com/city-otsu-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20

大津市保健所衛生課

お問合せ先

大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階

Tel : 077-522-8427

お祭り・イベントでの食品の取扱いについて

地域のお祭り、イベントなどで不特定の人に食品を提供する場合は、保健所への届出が必要です。



※開催期間が連続4日（開催回数は年4回）を超える場合には営業許可が必要な場合があります。（移動屋台や定期朝市、マルシェなど）

食中毒をおさないうために模擬店で取り扱える食品、取り扱えない食品

屋外での調理は、食中毒の原因となる菌が食品に付着したり、さらに食品中で増えたりと食中毒のリスクが高くなります。

生の野菜、果物には土壌由来の菌が付着しており、食中毒を引き起こす可能性があります。野菜、果物は未加熱での提供はやめてください。

提供する食品は直前にしっかり加熱、殺菌して食中毒を予防しましょう。

	取り扱える食品	取り扱えない食品
飲食店	○その場で加熱する簡易な調理の食品 (例)たこ焼、お好み焼き、焼そば、ホットドッグ、うどん、おでん、天ぷら 等	○加熱後に簡易な調理をする食品 (例)おにぎり 等 × 加熱しない食品 × 工程が複雑な調理食品 (例)寿司類、サンドイッチ、冷やしきゅうり 等
菓子製造	○その場で加熱する簡易な製造の食品 (例)回転焼、綿菓子、みたらし団子、たい焼、りんご飴、焼もち 等	○加熱後に簡易な調理をする食品 (例)おはぎ 等 × 加熱しない食品 × 工程が複雑な加工食品 (例)草もち、ケーキ 等
喫茶店	○その場で加熱する飲料等 (例)コーヒー、甘酒 等	○仕込みを要しない飲料等 (例)かき氷、ジュース 等 × 左記以外の飲料等 (例)フレッシュジュース等
アイスクリーム類製造	○その場でソフトクリームサーバー機を用いて製造するもの	× 左記以外のもの
乳類販売	○市販の牛乳、乳飲料等の販売のみを行なうもの	
食肉販売	○包装された食肉の販売のみを行なうもの	× 未包装の食肉
魚介類販売	○魚介類の販売のみを行なうもの	× 魚介類の処理



お店で購入した商品を開封せずそのまま販売することは可能ですが、表示に書かれた保存方法や販売温度を守りましょう。また、商品はお祭り・イベントの開始直前に搬入しましょう。

